

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出をもとめます。

令和6年10月1日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

利用者支援事業ひろば型基本事業運営委託

(2) 業務内容

子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等並びに妊婦及びその配偶者がその選択に基づき、多様な教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業を円滑に利用するために必要な支援事業の運営を行うこと。

詳細は、別紙1「業務内容説明書（予定仕様書）」のとおり。

(3) 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※契約は各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを条件とし、令和8～11年度について、新たに契約を結ぶことを認める。また契約は単年度ごととする。

※契約期間中であっても、国の制度変更により委託内容を変更する場合がある。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 募集数

次の地域にそれぞれ1か所

- ・世田谷地域
- ・北沢地域
- ・玉川地域
- ・砧地域
- ・烏山地域

3 参加資格

申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動又は営利を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 区から補助を受け、応募を希望する地域にて週5日以上開設するおでかけひろば事業の運営実績を参加表明書提出日時点で1年以上有していること。
- (6) 「世田谷区令和7年度利用者支援事業ひろば型基本事業者選定審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
※委員長：子ども・若者部長 松本 幸夫
委 員：上田 美香 (学識経験者)
委 員：高橋 睦子 (学識経験者)

【特記事項】

- ・上記(1)～(6)を満たす者であれば、複数の地域に応募することができる。また、事業者の選定は募集地域ごとに行い、同一事業者が複数の地域に選定されることを妨げない。
- ・本プロポーザルに参加する事業者が、同時期に公告されている「利用者支援事業ひろば型中間支援センター事業運営委託事業者選定プロポーザル」へ参加することを妨げない。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 以下の基準により審査を行う。

- ① 世田谷区における子育ての現状、子育て支援施策及び本業務内容の理解度
- ② おでかけひろば事業の実施状況
- ③ 業務の実行体制（スケジュール、人材の配置体制等）
- ④ 業務実施内容の充実度及び履行の信頼度
- ⑤ ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性
- ⑥ その他（個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策等）

(2) 上記(1)の基準のほか、以下の点の適否についても審査を行う。

- ① 法人の経営状態が健全であり、本事業の受託に堪えられるものであること。
- ② 経費見積もりの金額及び内容が妥当なものであること、また区の提案限度額を超えないこと（提案限度額については、実施要領兼説明書のとおり）。

6 手続き等

(1) 担当課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33

世田谷区役所西棟3階304窓口

電 話：03-5432-2569

FAX：03-5432-3081

電子メールアドレス：SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
期 間：令和6年10月1日（火）～10月15日（火）正午まで
場所及び方法：上記（1）での配布又は世田谷区ホームページからのダウンロード
※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）
- (3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法
期 限：令和6年10月15日（火）正午必着
場 所：上記（1）に同じ。
方 法：持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留又はレターパックに限る）
※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。
- (4) 提案書の受領期限、提出場所及び方法
期 限：令和6年11月12日（火）正午必着
場 所：上記（1）に同じ。
方 法：持参又は郵送（郵送の場合、簡易書留又はレターパックに限る）
※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。
- (5) ヒアリングの実施について
実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。
※ヒアリングは、令和6年12月13日（金）午後を予定
- (6) 審査結果通知
令和6年12月下旬に文書で通知する（予定）。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記6（1）と同じ。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、契約に際して、区は提案の内容に拘束されない。
- (9) 詳細は実施要領兼説明書による。